

群馬県景気基準日付の設定

1 第15循環の景気基準日付の確定

群馬県では、各景気循環における経済活動の比較などのために、主要な経済指標の中心的な転換点である景気基準日付（景気の高、谷）を設定している。

第15循環については、平成24年3月を景気の高、平成24年11月を景気の高と暫定設定（平成27年6月）してきた。

第15循環の景気の高を平成24年3月、高を平成24年11月に確定した。

2 国と群馬県の景気基準日付

	景気基準日付				局面			
	山 谷	国	群馬県	比較		国	群馬県	比較
第1循環	山	S26年 6月			後退	4か月		
	谷	S26年10月			拡張	27か月		
第2循環	山	S29年 1月			後退	10か月		
	谷	S29年11月			拡張	31か月		
第3循環	山	S32年 6月			後退	12か月		
	谷	S33年 6月			拡張	42か月		
第4循環	山	S36年12月			後退	10か月		
	谷	S37年10月			拡張	24か月		
第5循環	山	S39年10月			後退	12か月		
	谷	S40年10月			拡張	57か月		
第6循環	山	S45年 7月			後退	17か月		
	谷	S46年12月	S46年10月	-2か月	拡張	23か月	25か月	+2か月
第7循環	山	S48年11月	S48年11月	0か月	後退	16か月	15か月	-1か月
	谷	S50年 3月	S50年 2月	-1か月	拡張	22か月	23か月	+1か月
第8循環	山	S52年 1月	S52年 1月	0か月	後退	9か月	8か月	-1か月
	谷	S52年10月	S52年 9月	-1か月	拡張	28か月	27か月	-1か月
第9循環	山	S55年 2月	S54年12月	-2か月	後退	36か月	36か月	0か月
	谷	S58年 2月	S57年12月	-2か月	拡張	28か月	23か月	-5か月
第10循環	山	S60年 6月	S59年11月	-7か月	後退	17か月	25か月	+8か月
	谷	S61年11月	S61年12月	+1か月	拡張	51か月	50か月	-1か月
第11循環	山	H 3年 2月	H 3年 2月	0か月	後退	32か月	36か月	+4か月
	谷	H 5年10月	H 6年 2月	+4か月	拡張	43か月	39か月	-4か月
第12循環	山	H 9年 5月	H 9年 5月	0か月	後退	20か月	16か月	-4か月
	谷	H11年 1月	H10年 9月	-4か月	拡張	22か月	25か月	+3か月
第13循環	山	H12年11月	H12年10月	-1か月	後退	14か月	16か月	+2か月
	谷	H14年 1月	H14年 2月	+1か月	拡張	73か月	72か月	-1か月
第14循環	山	H20年 2月	H20年 2月	0か月	後退	13か月	16か月	+3か月
	谷	H21年 3月	H21年 6月	+3か月	拡張	36か月	33か月	-3か月
第15循環	山	H24年 3月	H24年 3月	0か月	後退	8か月	8か月	0か月
	谷	H24年11月	H24年11月	0か月				

3 群馬県景気基準日付の設定方法

(1) ヒストリカルD Iの算出

ヒストリカルD Iは、群馬県景気動向指数の一致指数を構成する8つの個別指標ごとに統計的手法(※)を用いて山と谷を設定し、谷から山までの期間にプラス(+)の符号、山から谷までの期間にマイナス(-)の符号をつけ、プラスの符号がついている指標数が採用指標数に占める割合を算定したものである。

ヒストリカルD Iが50%を上回る直前の月を景気の谷、50%を下回る直前の月を景気の山の候補とする。ただし、50%の場合は、C Iの動向を参考とする。

	23年(2011年)				24年(2012年)												25年(2013年)					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
景気基準日付							山								谷							
有効求人倍率	+	+	+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+	+	+	+
大口電力販売量	+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	-	-	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
鉱工業生産指数	+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	-	-	-	-	-	+	+	+	+	+	+	+
建築着工床面積	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
大型小売店販売額	-	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
所定外労働時間指数	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	-	-	+	+	+	+	+	+	+
県内中小企業景況売上高D I	+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+	+
鉱工業用生産財出荷指数	+	+	+	+	+	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+	+	+	+	+	+
採用系列数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
拡張系列数	7	8	8	8	8	8	7	4	4	3	2	2	3	3	3	5	6	6	7	8	8	8
HDI	87.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	87.5	50.0	50.0	37.5	25.0	25.0	37.5	37.5	37.5	62.5	75.0	75.0	87.5	100.0	100.0	100.0

(2) 景気基準日付の設定

景気基準日付は、ヒストリカルD Iと学識経験者及び専門家を構成員とする群馬県景気動向指数アドバイザー会議での議論を踏まえて設定される。

なお、景気基準日付は、最初に暫定的な設定が行われ、その後、季節調整替え等の影響を踏まえた見直しを経て確定される。

※景気基準日付の設定に用いる統計的手法

景気動向指数の一致指数に採用された時系列指標の一つ一つについて、ブライーボッシュン(Bry-Boschan)法によって、山、谷を決定する。

ブライーボッシュン法とは、アメリカの全米経済研究所(NBER)で開発された分析手法で、それぞれの系列に移動平均を段階的にかけながら、次の条件に照らして山と谷を決定していく手法である。

- ① 山(谷)が系列の終了時点から6か月以上離れている。
- ② 最も端に近い山(谷)がその後のデータより高い(低い)。
- ③ 山と山(谷と谷)が1.5か月以上離れている。
- ④ 山と谷が5か月以上離れている。